

## 検証機関の暫定的な要件について(案)

環境省

本制度における検証機関については、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程 第6条において、

「2. 検証機関は、ISO14065 及び認証センターの基準に則って、国際認定機関フォーラム（IAF）のメンバーによる認定に基づきその検証業務を行う。ただし、ISO14065 認定申請中の機関も検証業務を行うことができるものとする。ISO14065 申請中の機関により検証業務が行われる場合、その検証は当該機関の認定をもって有効となる。

3. その他必要な事項については、関係機関との調整のうえ、運営委員会がこれを検討する。」

と規定しているが、現在のところ、我が国においては国際認定機関フォーラム（IAF）のメンバーによる ISO14065 認定の受付が開始されていないことから、規程第6条の3に従い、当該認定事業が本格化するまでの間、以下の経過措置を置くこととしたい。

### 当面の間の検証機関の要件

我が国において国際認定機関（IAF）のメンバーによる ISO14065 認定事業が本格化するまでの間、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程第6条の2の措置に代え、京都メカニズムにおける指定運営組織（DOE）又は認定独立組織（AIE）として登録されていること（ただし、森林分野については、Indicative Letter を受領していることをもってこれを満たすものとみなす）、及び ISO14065 認定取得の意思を有する証拠があることをもって、本制度における検証機関としての要件を満たし、当該検証を有効とみなす。